福島県 ◆ 青果 出荷制限リスト ◆

	●【福島県】	青果 出荷制限リスト 2枚中1枚目	2023年9月1日
区分	品目	国の出荷制限(出荷しないでください)	県の要請等(収穫、出荷を控えてください)
キノコ類	原木シイタケ(露地)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)	-
	原木シイタケ(施設)	川俣町、伊達市 (県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く)	-
	原木ナメコ(露地)	相馬市、いわき市	-
	キノコ類(野生)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く) 「見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ及びマツタケを除く) 会津若松市(ムキタケ、クリタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、本キタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、柳津町・三島町(マイタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、柳津町・三島町(マイタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、下郷町(ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、下郷町(ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、下郷町(ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、下郷町(ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)、下郷町(ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く)	
	乾シイタケ	-	【出荷自粛】郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、本宮市、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、棚倉町、矢祭町、塙町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村
	ウド(野生)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村	-
	クサソテツ(こごみ)	伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、葛尾村	-
	クサソテツ(こごみ)(野生)	福島市、南相馬市、二本松市、大玉村	-
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	
山	コシアブラ(野生)	西会津町、只見町	-
菜	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	-
	ゼンマイ(野生)	広野町、大玉村	-
	ウワバミソウ(野生)	国見町	-
	タラノメ(野生)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古 殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村
	フキ	葛尾村	-
	フキ(野生)	桑折町、楢葉町	-
	フキノトウ(野生)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	-
	ワラビ	南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	-
	ワラビ(野生)	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市	-

	●【福島県】	青果 出荷制限リスト 2枚中2枚目	2023年9月1日
区分	品目	国の出荷制限(出荷しないでください)	県の要請等(収穫、出荷を控えてください)
山菜	サンショウ(野生)	-	【出荷自粛】いわき市
	ネマガリタケ(野生)		【出荷自粛】猪苗代町(所定の検査・出荷管理に基づき非
		-	破壊検査を受け、基準値を下回っていることが確認されたもの
			を除く)
	非結球性葉菜類	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)、富岡町(平成25年3月7日付け指示によ	
	(ホウレンソウ、コマツナ等)	り設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、大熊町	
	結球性葉菜類	(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再	
	(キャベツ・白菜等)	生拠点区域を除く)に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認	_
m-7	アブラナ科の花蕾類	定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成	
野	(ブロッコリー等)	29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点を除く)に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設	
菜	カブ	定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)及び飯舘村(平成24年6	
		月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	
	ワサビ (畑で栽培されたもの)	伊達市(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く)、川俣町(山木屋の区域に限る)	-
	トウガラシ		【収穫自粛】浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定
		-	された帰還困難区域(平成29年12月22日に認定された特
	白人		定復興再生拠点区域を除く)に限る)
	ウメ ユズ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	【収穫自粛】川俣町(山木屋の区域に限る)
	キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	-
	ビワ	-	 【出荷自粛】南相馬市(平成24年3月30日付け指示により
果	<u> </u>	-	設定された帰還困難区域に限る)
実	アケビ(野生)	-	【出荷自粛】伊達市
	ギンナン	-	【収穫自粛】川俣町(山木屋の区域に限る)
	クルミ	-	【出荷自粛】南相馬市
	あんぽ柿及び干し柿等の		【加工自粛】福島市、伊達市、桑折町、国見町 (県が定め
	「カキ」を原料とする乾燥	_	る管理計画に基づき管理されるものを除く)
	果実		検査を実施していないため、出荷販売を目的とした加工を控える町 村:富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
			【出荷自粛】浪江町(浪江町内の植物を蜜源として生産さ
	ハチミツ(百花蜜)	-	れた「ハチミツ(百花蜜に限る)」)
		富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により	V
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、双葉町(平	
穀	令和4年産の米(県の定	成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除	
類	埋されるものを除く) 	く)を除く区域に限る)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、葛尾村(平成30	-
		年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、飯舘村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点	
		区域に限る)	